六ヶ所村発電施設等設置に関するガイドライン

平成30年3月28日 制定 平成30年7月6日 改定 平成30年8月24日 改定 令和5年9月25日 改定

1 目的

このガイドラインは、六ヶ所村において発電施設及び発電施設設置に伴う送電線等の付帯 設備(以下「発電施設等」という。)の新設、増設、又は改修(以下、「設置等」という。)にあ たり、設置する者(以下「設置者」という。)が遵守する事項や調整手続等を示すことにより、 六ヶ所村民の安全・安心及び環境保全、景観形成の確保に資することを目的とする。

2 対象

- (1) 対象施設
 - ①風力発電施設

風力発電機の定格出力が1基あたり 1,000kW 未満の発電施設等の設置等をする場合を対象とする。

(2) 対象地域

このガイドラインの対象地域は六ヶ所村内全域とする。

- 3 設置等にあたっての基準
 - (1) 風力発電施設等の設置等を避けるべき地域等
 - ① 六ヶ所都市計画市街化区域における工業専用地域、工業地域及び準工業地域を除く 地域
 - ② 六ヶ所都市計画市街化区域における工業専用地域、工業地域及び準工業地域のうち、 ①の地域との境界から一定の距離以内の場所
 - ③ 六ヶ所都市計画市街化調整区域のうち、住宅等から一定の距離以内の場所及び①の 地域との境界から一定の距離以内の場所
 - ④ 六ヶ所都市計画区域外のうち、住宅等から一定の距離以内の場所
 - ※上記の「一定の距離」は、次のとおりとする。

ア 定格出力が20kW未満の風力発電施設等については、300m イ 定格出力が20kW以上の風力発電施設等については、500m

- ※住宅等には、学校、幼稚園、保育園、病院などの文教施設、保健福祉施設及び寺社仏閣等を含むものとする。
- ⑤ 道路から当該風力発電施設等の最大の高さに相当する距離以内の場所 ※道路とは、道路法第2条第1項、港湾法第2条第5項第4号及び漁港漁場整備法第3 条第2号イに規定する道路をいう。

(2) 騒音

設置する風力発電施設から最も近い住宅等において、騒音に係る環境基準「専ら住宅の 用に供される地域」に係る基準値内とすること。

(3) 低周波音

設置する風力発電施設から最も近い住宅等において、環境省「低周波音問題対応の手引書」の低周波音による物的及び心身に係る苦情に関する参考値を超えないものとすること。

(4) 電波障害

防災行政用無線等に影響が発生しないように十分配慮し、必要な措置を講ずること。

(5) 自然環境

発電施設等の設置等によって動植物に与える影響を可能な限り回避するように十分配慮 し、必要な措置を講ずること。

(6) 景観

- ①設置者は、発電施設等の設置にあたって、地域の自然及び歴史的環境と調和した良好な景観の形成に努めるよう計画すること。
- ②発電施設等の配置、デザイン及び色彩は、周囲の景観と調和が図られるものとする。
- ③設置者は、景観に与える影響が甚大で良好な景観若しくは風致を著しく阻害する場合は、必要な措置を講じるものとする。
- ④設置者が発電施設等及びその周辺に広告物を表示する場合には、良好な景観若しくは 風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼさないもので、管理上必要とされる最小限の 広告物のみを表示するものとする。

(7) 光害

設置者は、発電施設等及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、住民や動植物への影響を及ぼさないように必要な措置を講ずること。

(8) 文化財

設置者は、発電施設等の設置等にあたって、設置等の影響から文化財を保護するよう努めるものとする。

4 ガイドラインによる調整手順等

(1) 事業説明

設置者は、発電施設等の設置地域及び規模の概要を計画した段階で、関係住民(地権者等)、公的機関及び関連団体に事業説明をするものとする。

(2) 事業説明結果の報告

設置者は事業説明の実施結果について、随時、村へ報告すること。

- (3) 本ガイドラインに基づき村へ提出する資料
 - ① 国の設備認定通知の写し
 - ② 電力との接続契約又は接続の約束が確認できる資料の写し
 - ③ 関係住民からの発電施設等の設置等に係る同意書又は承諾書の写し及び添付資料
 - ④ 事業実施計画(任意)及びキャッシュフロー(事業開始から撤去まで)
 - ⑤ 事業体制、運用開始後の連絡体制及び不測の事態が生じた場合の責任の確約書
 - ⑥ 事業終了後の撤去に係る確約書
 - ※上記③について、同意書又は承諾書を得る範囲及び添付資料は次のとおりとする。
 - ア 定格出力が 20kW 未満の発電施設等に関しては、発電施設等を設置する位置を中心 とする半径 300m 以内の居住世帯から同意書又は承諾書を得ることとし、地図等の縮

尺に合わせた発電施設等を設置する位置を中心とする半径 300m の円を図示し、住宅等との距離が確認できる図面を添付するものとする。

イ 定格出力が 20kW 以上の発電施設等に関しては、発電施設等を設置する位置を中心とする半径 500m 以内の居住世帯から同意書又は承諾書を得ることとし、地図等の縮尺に合わせた発電施設等を設置する位置を中心とする半径 500m の円を図示し、住宅等との距離が確認できる図面を添付するものとする。

5 発電設備等の設置工事及び工事後

設置者は、発電施設等の設置中及び設置後についても環境及び景観等の保全に関し、「3 設置等にあたっての基準」の遵守に努めなければならない。

6 設置後の維持管理等

- (1) 設置者は設置した施設について、破損又は事故等を未然に防止するよう努めるものとする。なお、破損又は事故等が発生した場合は、速やかに対処し、結果を村に報告すること。
- (2) 設置者は、設置後に騒音、低周波音、電波等の障害が発生した場合には、原因を調査 し誠意をもって対応するとともに、その内容を村に報告すること。
- (3) 設置者は設置施設での事業が終了した場合は、責任をもって施設を撤去すること。

7 その他

- (1) 発電施設等の設置等にあたり、住民等から設置者へ申し入れのあった事項については、 誠意をもって対応するとともに、その内容を村に報告すること。
- (2) 本ガイドラインの施行日において、既に、国へ再生可能エネルギー発電事業計画認定 申請書を提出済みの設置者については、「3 設置等にあたっての基準」は適用外とする が、「4 ガイドラインによる調整手続等」については、速やかにこれを行うものとする。
- (3) 本ガイドラインの施行日において、既に青森県景観条例に基づく大規模行為届出済みの設置者については、「4 ガイドラインによる調整手続等」は適用外とするが、設置後の維持管理等については、環境及び景観等の保全の確保から「6 設置後の維持管理等」の遵守に努めるものとする。
- (4) このガイドラインを遵守しない設置者については、設置者名、設置場所及び違反事由 を公表することとする。